

ユニット型あかびらエルムハイツ
指定短期入所生活介護事業及び
指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

社会福祉法人 赤平友愛会

特別養護老人ホーム ユニット型あかびらエルムハイツ
(指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程)

(目的)

第1条 社会福祉法人赤平友愛会が開設する特別養護老人ホームユニット型あかびらエルムハイツ（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活介護員、介護職員又は看護師、栄養士及び管理栄養士、機能訓練指導員、及び調理員その他の職員（以下「指定短期入所生活介護職員」という。）が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設の職員は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、 名称 特別養護老人ホーム ユニット型あかびらエルムハイツ
(ユニット型指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所)
- 2、 所在地 赤平市幌岡町47番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に次の職員を置く。ただし、利用者の処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る従業員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。

- (1) 管理者 1名（従来型特養施設長と兼務）

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 事務長 1名（従来型特養事務長と兼務）

管理者に事故あるときは職務を代行する。施設の庶務及び会計事務に従事する。

- (3) 事務員 1名以上（従来型特養事務と兼務）

施設の庶務及び会計事務に従事する。

- (4) 生活相談員 1名以上（従来型特養相談員と兼務）

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (5) 介護職員 13名以上（併設ユニット型特養生活介護員含む）

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する

(6) 看護職員 1 名以上（従来型特養及び併設短期入所生活介護と兼務）

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(7) 機能訓練指導員 1 名（従来型特養と兼務）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 医師 1 名

入居者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(9) 栄養士及び管理栄養士 1 名以上（従来型特養及び併設短期入所生活介護と兼務）

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

(10) 調理員等（業務委託）

入居者に提供する食事の調理業務に従事する。

（利用定員）

第5条 利用定員は7名とする。ただし、併設するユニット型特別養護老人ホームに空床がある場合は、それを利用する事ができる。また、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

（ユニットの数及びユニットごとの利用定員）

第6条 ユニットの数は1ユニットとし、利用定員は7名とする。

（介護の内容）

第7条 介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の生活指導
- (2) 機能訓練による心身機能の維持
- (3) 利用者家族の身体的、精神的負担の軽減
- (4) 送迎サービス

（利用料等）

第8条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を受けた場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、各市町村から交付される介護保険負担割合証により決定された割合の額とする。

介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせ契約者の負担額を変更する。

2 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から徴収する。

居住費（室料や光熱水費に相当）、食費（食材費と調理費に相当）については、国が示す基準費用額を参考にして利用者と施設の契約により定める。但し所得に応じて減額制度があり、介護保険者（市町村）へ申請し、介護保険者より各種減額認定証が発行された場合は、施設へ提示して、その額に応じて請求する。

(1) 居住費・食費は、次表のとおり定める。なお、食費は一食ごととし、一食ごとの食費合計額が負担限度額を超えない場合は実費額とする。 《単位／日額》

区 分	居住費	食 費
ユニット型個室	2, 0 0 6 円	1, 4 4 5 円 (朝食395円,昼食525円,夕食525円)

所得収入額の段階による負担限度額

《単位／日額》

利用者負担	居 住 費 ユニット型個室	食 費
第1段階 生活保護の受給者の方及び老齢福祉年金受給者 で世帯全員が市町村民税非課税の方	8 8 0 円	3 0 0 円
第2段階 世帯全員が市町村民税非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	8 8 0 円	6 0 0 円
第3段階① 世帯全員が市町村民税非課税の方で、収入額の合計が80万～120万円以下の方	1, 3 7 0 円	1, 0 0 0 円
第3段階② 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	1, 3 7 0 円	1,3 0 0 円
第4段階 市町村民税世帯課税の方	2, 0 6 6 円	1,4 4 5 円

※ 居住費・食費は、要介護度の違いには関係しない。

(2) 送迎に要する費用

通常の実施地域を越える地域 実費

(3) 理美容代

利用料の実費

(4) クラブ活動、レクリエーション等に参加希望者のみ材料費等の実費

(5) 小型テレビ貸付使用料 日額80円（電気料 日額20円含む）

(6) 小型冷蔵庫貸付使用料 日額80円（電気料 日額20円含む）

※テレビ、冷蔵庫持込時には電気料を徴収

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。

（通常を送迎の実施地域）

第9条 通常事業の実施地域は、赤平市、滝川市、芦別市、歌志内市、砂川市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 サービス利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 外 出

利用者が、外出をしようとするときはその都度、用件、帰着する予定時を管理者に届け出ること。

(2) 面 会

利用者と外来者が面会しようとする時は、外来者はその旨を面会簿に記入し、面会するものとする。又、面会の際に食料品等を持参した場合は、職員へ申し出るものとする。

(3) 健康保持、身体機能の低下防止

利用者は、自ら健康の保持に留意し、身体機能の低下を防止するよう努めなければならない。又、そのために提供されるサービスを正当な理由なく拒否してはならない。

(4) 身上変更届出

利用者は、身上に関する重要な事項に変更を生じたときは、すみやかに施設長（管理者）に届けなければならない。

(5) 施設内禁止行為

利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか若しくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を異常に大きく出して静穏を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 指示した場所以外での火気を用い、又は就床し、若しくは寝具の上で喫煙すること。
- (4) 故意に施設若しくは物品に傷害を与え又はこれらを施設外に持ち出すこと。
- (5) 金銭又は物品によって賭け事をする事。
- (6) 施設内の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。
- (7) 無断で備品の位置又は形状を変えること。

(緊急時などにおける対応方法)

第 1 1 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護職員は現に指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 1 2 条 施設は、土砂災害を含めた非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画を立てると共に、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

2 防火訓練計画により年 1 回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(身体拘束の制限)

第 1 3 条 従業者は、介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（職場におけるハラスメント）

第14条 施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第15条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条 施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第17条 施設は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人赤平友愛会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 7 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元 年 1 0 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 1 5 日改定の規程は、令和 6 年 8 月 1 日より施行するものとする。

別紙

費 用 区 分	費 用 の 額
滞在に要する費用	ユニット型個室 日額 2, 0 6 6 円
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第 1 段階認定者 ユニット型個室 日額 8 8 0 円
	第 2 段階認定者 ユニット型個室 日額 8 8 0 円
	第 3 段階①認定者 ユニット型個室 日額 1, 3 7 0 円
	第 3 段階②認定者 ユニット型個室 日額 1, 3 7 0 円
	第 4 段階認定者 ユニット型個室 日額 2, 0 6 6 円
食事の提供に要する費用	朝食 3 9 5 円
	昼食 5 2 5 円
	夕食 5 2 5 円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第 1 段階認定者 日額 3 0 0 円以内
	第 2 段階認定者 日額 6 0 0 円以内
	第 3 段階①認定者 日額 1, 0 0 0 円以内
	第 3 段階②認定者 日額 1, 3 0 0 円以内
	第 4 段階認定者 日額 1, 4 4 5 円以内